

週休2日適用工事等実施要領

平成30年6月1日制定
令和元年6月1日一部改正
令和2年6月1日一部改正
令和3年6月1日一部改正
令和4年6月1日一部改正
令和5年5月1日一部改正
令和5年6月1日一部改正
令和5年8月1日一部改正
令和5年12月1日一部改正
令和6年4月1日一部改正
令和6年6月1日一部改正
令和7年6月1日一部改正

1 趣旨

この要領は、広島県土木建築局（営繕課を除く。）が発注する建設工事において、持続可能な建設産業に向けた労働環境の改善を目的とする「週休2日工事」等の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

(1) 週休2日適用工事及び週休2日適用地域維持業務

ア 完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態（週単位）をいう。ただし、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を同一の週で指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行うものとする。

イ 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月単位で4週8休（現場閉所日数の割合が8日/28日の状態をいう。）以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

ウ 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

エ 月単位とは、工事着手日から起算して、4週間（28日間）ごとに分けた期間をいう。

なお、4週を満たさない期間（工事完了日の関係で28日確保できない等）は、通期で4週8以上の現場閉所を行ったと認められる場合に、月単位の週休2日を達成しているものとみなす。

オ 現場閉所とは、巡回パトロール、保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含め、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

ただし、地域維持業務で実施する河川・道路パトロールは現場管理上必要な作業には含まれない。

カ 対象期間は、工事着手日から工事完了日までとする。なお、ここでいう工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所などの設置又は測量をいう。）に着手した日を、工事完了日とは、工事完成通知書の提出見込日から後片付け期間を除いた日をいう。また、次の期間は対象期間から除く。

（ア） 年末年始6日間及び夏季休暇3日間

（イ） 工場製作のみが行われている期間

（ウ） 工事全体を一時中止している期間や、災害時の緊急対応等、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間

(2) 週休2日交替制適用工事及び週休2日交替制適用地域維持業務

ア 完全週休2日交替制とは、対象期間の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者が交替しながら1週間に2日間（平均休日日数の割合が2日/7日）以上の休日を確保

したと認められる状態（週単位）をいう。

イ 月単位の週休2日交替制とは、対象期間において、全ての月単位で技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休（現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合が8日／28日の状態をいう。）以上の休日確保したと認められる状態をいう。

ウ 通期の週休2日交替制とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保したと認められる状態をいう。

エ 月単位とは、工事着手日から起算して、4週間（28日）ごとに分けた期間をいう。

なお、4週間を満たさない期間（工事完了日の関係で28日確保できない等）は、通期で4週8休以上の休日確保を行ったと認められる場合に月単位の週休2日交替制を達成しているものとみなす。

オ 交替制による休日確保は、施工体制台帳上の元請業者及び下請業者の技術者・技能労働者を対象とする。ただし、一時的に従事した技術者及び技能労働者は対象外とする。なお、一時的とは、2週間未満とする。

カ 平均休日数の割合（以下、「休日率」という。）とは、対象となる技術者及び技能労働者ごとの休日数日の割合を平均した値をいう。

キ 対象期間は、工事着手日から工事完了日までとする。なお、ここでいう工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所などの設置又は測量をいう。）に着手した日を、工事完了日とは、工事完成通知書の提出見込日から後片付け期間を除いた日をいう。

（ア）工場製作のみが行われている期間

（イ）工事全体を一時中止している期間や、災害時の緊急対応等、受注者の責によらず施工・現場作業を余儀なくされる期間

ク 実際の作業はなくても、現場へ出る体制を確保している日（待機日）は、休日としない。ただし、自宅待機は休日とする。

3 対象

次に該当する建設工事及び地域維持業務（以下、「建設工事等」という。）を対象とする。ただし、災害時等の緊急対応工事、機械設備点検・整備業務及び電気通信施設保守業務は除く。

なお、対象期間が著しく短い建設工事等は、対象外とすることができる。

(1) 週休2日

原則、現場閉所が可能な全ての建設工事等を対象とする。

(2) 週休2日交替制

現場閉所が困難な全ての建設工事等を対象とする。なお、現場閉所が困難な例は次のとおり。

ア 緊急性が高い工事や通年維持管理工事等、休日（土日、祝日、年末年始休暇、夏季休暇）に作業が必要な建設工事等

イ 社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な建設工事等

4 発注方式

請負対象設計金額が3億円以上の建設工事（港湾請負工事積算基準適用工事は除く）（以下、「完全週休2日対象の建設工事」という。）は、完全週休2日（土日）又は完全週休2日交替制の受注者希望型で実施するものとする。

それ以外の建設工事等については、原則、月単位の週休2日又は週休2日交替制の発注者指定型で実施するものとする。

なお、完全週休2日の取組を達成できなかった場合は、月単位の取組を実施し、月単位の取組を達成できなかった場合は、原則、通期の取組を実施すること。

5 実施方法

(1) 週休2日

ア 完全週休2日対象の建設工事において、受注者が完全週休2日の実施を希望する場合、受注者は工事着手までに完全週休2日の実施について工事打合せ簿により発注者へ申し出るも

のとする。なお、希望がない場合は、月単位の週休2日を実施するものとする。

イ 受注者は、工事着手までに「様式1 休日取得計画表（以下「計画表」という。）」を記載した施工計画書を監督職員に提出するものとし、対象期間を明確にするため、工事着手日と工事完了日を計画表に明記するものとする。なお、品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業や工程上の都合等やむを得ない場合は、工事着手後であっても週休日を変更することができるものとし、降雨・降雪等で現場閉所する場合においても、週休日とすることができる。

ウ 受注者は、休日の取得状況を記入した計画表と、休日の取得状況が確認できる書類（工事日誌や出勤簿等）を、毎月7日までに監督職員に提出するものとする。

エ 週休2日を理由とする工期延長については認めないものとする。

オ 受注者は、完全週休2日又は月単位の週休2日を達成できなくなった場合は、速やかにその理由を打合せ簿等で監督職員に提出するものとする。

カ 受注者は、工事着手までに監督職員と協議した上で、週休2日交替制を行った場合、設計変更することができる。

(2) 週休2日交替制

ア 完全週休2日対象の建設工事において、受注者が完全週休2日の実施を希望する場合、受注者は工事着手までに完全週休2日の実施について工事打合せ簿により発注者へ申し出るものとする。なお、希望がない場合は、月単位の週休2日を実施するものとする。

イ 受注者は、工事着手までに施工体制の内容や休日確保状況を証明する方法を記載した施工計画書を監督職員に提出するものとする。

なお、品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業や工程上の都合等やむを得ない場合は、工事着手後であっても週休日を変更することができるものとし、降雨・降雪等で休日確保する場合においても、週休日とすることができる。

ウ 受注者は、休日の取得状況を記入した計画表と、休日の取得状況が確認できる書類を、毎月7日までに監督職員に提出するものとする。

エ 週休2日交替制を理由とする工期延長については認めないものとする。

オ 受注者は、完全週休2日又は月単位の週休2日交替制を達成できなくなった場合は、速やかにその理由を打合せ簿等で監督職員に提出するものとする。

6 経費等の補正

(1) 週休2日

表1及び表2に示す各経費の補正係数を乗じるものとする。

また、市場単価における補正係数については、別紙表3、表4及び表5によるものとし、土木工事標準単価における補正係数については、別紙表6によるものとする。

発注の際は、完全週休2日対象の建設工事については、完全週休2日（土日）の補正係数を乗じたもので発注する。それ以外の建設工事等については、月単位の補正係数を乗じたもので発注する。

完全週休2日対象の建設工事のうち、完全週休2日（土日）の取組を希望しない工事については、直近の変更契約の際に、月単位の週休2日の補正係数に変更する。また、完全週休2日（土日）が未達成の場合は、月単位の補正係数により設計変更を行い、月単位の4週8休が未達成の場合は、補正係数を除いて設計変更を行うものとする。

(2) 週休2日交替制

表1及び表2に示す各経費の補正係数を乗じるものとする。

また、市場単価における補正係数については、別紙表3、表4及び表5によるものとし、土木工事標準単価における補正係数については、表6によるものとする。

発注の際は、完全週休2日対象の建設工事について、完全週休2日交替制の補正係数を乗じたもので発注する。それ以外の建設工事等については、月単位の補正係数を乗じたもので発注する。

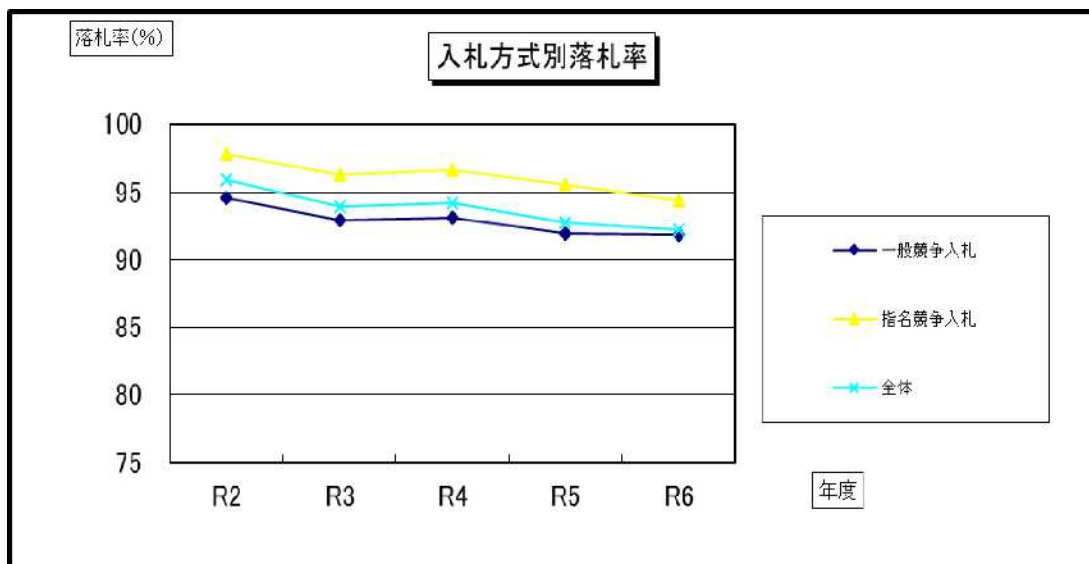
完全週休2日対象の建設工事のうち、完全週休2日交替制の取組を希望しない工事について

は、直近の変更契約の際に、月単位の週休2日の補正係数に変更する。また、完全週休2日交替制が未達成の場合は、月単位の補正係数により設計変更し、月単位の4週8休が未達成の場合は、補正係数を除いて設計変更を行うものとする。

土木建築局における過去5か年の年度別・入札方式別の工事発注状況

区分 年度	一般競争入札	指名競争入札	計
令和6年度	649 件 55,549,673 千円 91.9 %	101 件 1,220,423 千円 94.3 %	750 件 56,770,095 千円 92.2 %
令和5年度	722 件 58,819,061 千円 91.9 %	212 件 3,963,151 千円 95.6 %	934 件 62,782,212 千円 92.7 %
令和4年度	683 件 57,854,163 千円 93.1 %	305 件 7,209,129 千円 96.7 %	988 件 65,063,292 千円 94.2 %
令和3年度	566 件 53,348,786 千円 92.9 %	239 件 8,057,154 千円 96.3 %	805 件 61,405,939 千円 93.9 %
令和2年度	573 件 48,742,129 千円 94.5 %	435 件 12,440,710 千円 97.8 %	1008 件 61,182,838 千円 95.9 %

(契約件数) 件 ※ 予定価格250万円未満の工事及び随意契約を除く。
 (契約金額) 千円 ※ 千円未満は、四捨五入
 (平均落札率) % ※ 平均落札率は、各工事の落札率の単純平均



【令和6年度の土木建築局の落札率の状況】

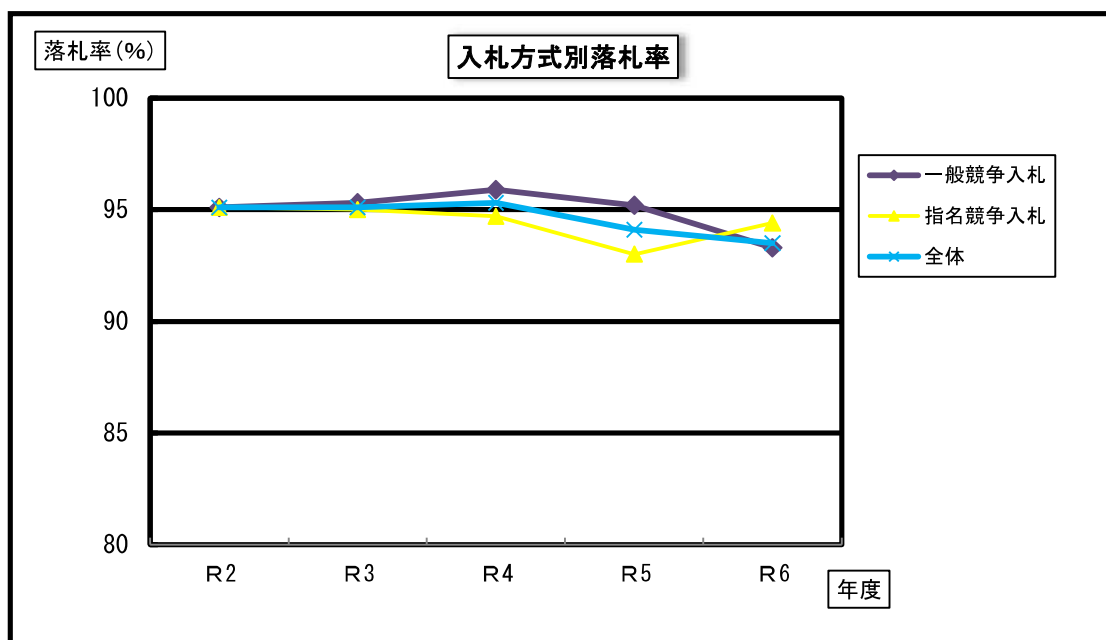
- 令和6年度の落札率は、令和5年度（92.7%）と比べて 0.5 ポイント低下し、92.2%となっています。

農林水産局における過去5か年の年度別・入札方式別の工事発注状況

区分 年度	一般競争入札	指名競争入札	計
令和6年度	86 件 7,822,987 千円 93.3 %	27 件 296,067 千円 94.4 %	113 件 8,119,053 千円 93.5 %
令和5年度	63 件 4,686,473 千円 95.2 %	63 件 1,572,191 千円 93.0 %	126 件 6,258,664 千円 94.1 %
令和4年度	72 件 4,645,990 千円 95.9 %	61 件 1,773,612 千円 94.7 %	133 件 6,419,602 千円 95.3 %
令和3年度	63 件 3,953,464 千円 95.3 %	71 件 1,987,301 千円 95.0 %	134 件 5,940,765 千円 95.1 %
令和2年度	72 件 7,628,958 千円 95.1 %	41 件 1,142,778 千円 95.1 %	113 件 8,771,736 千円 95.1 %

(契約件数) 件
(契約金額) 千円
(平均落札率) %

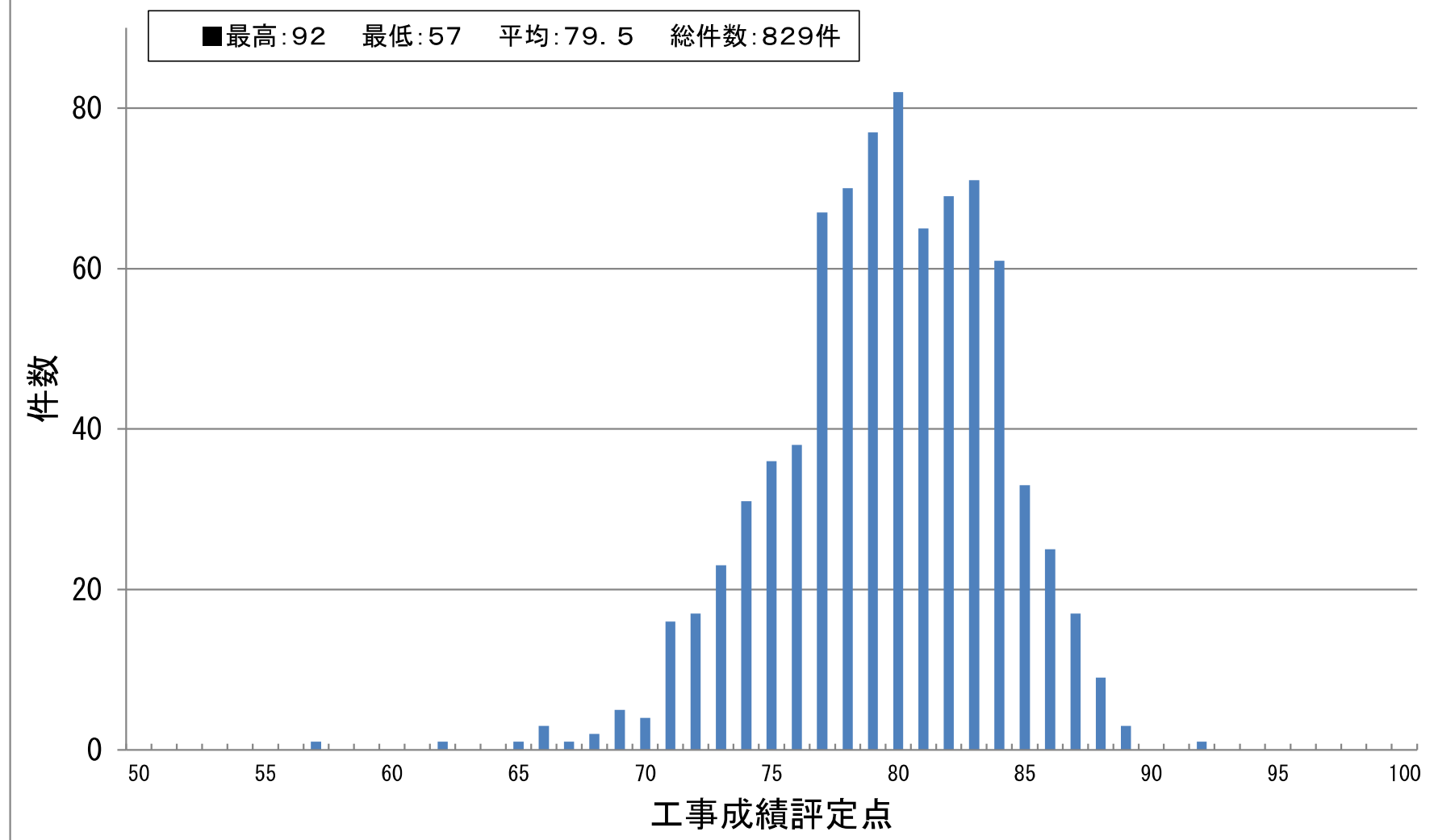
※ 予定価格250万円未満の工事及び随意契約を除く
※ 千円未満は、四捨五入
※ 平均落札率は、各工事の落札率の単純平均



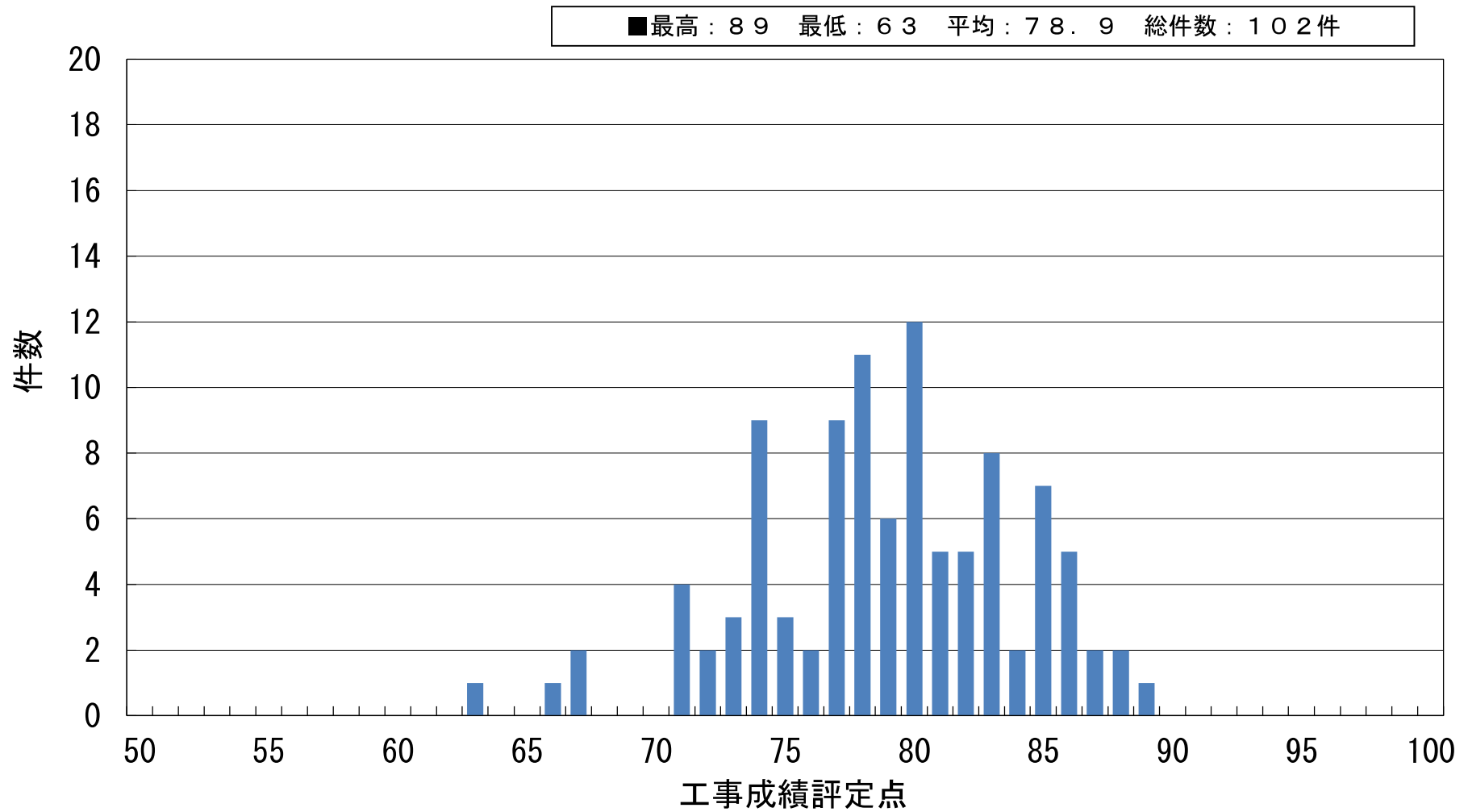
【令和6年度の農林水産局の落札率の状況】

・令和6年度の落札率は、令和5年度（94.1%）と比べて0.6ポイント低下し、93.5%となっています。

令和6年度完成検査 工事成績評定結果（土木建築局）



令和6年度完成検査 工事成績評定結果（農林水産局）



土木工事成績評定基準

(目的)

第1 この基準は土木建築局の所掌に属する土木工事成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2 評定は、原則として1件の請負代金額が500万円以上の土木工事について行うものとする。ただし、引渡しを受ける目的物がない工事又は簡易な維持修繕工事については、評定の対象外とすることができるものとする。

(評定の内容)

第3 評定は、次の考査項目ごとに、加減点方式により行うものとする。

考査項目	細 別
1 施工体制	①施工体制一般 ②配置技術者
2 施工状況	①施工管理 ②工程管理 ③安全対策 ④対外関係
3 出来形及び出来ばえ	①出来形 ②品質 ③出来ばえ
4 工事特性	
5 創意工夫	
6 社会性等	
7 法令遵守等	①法令遵守等 ②評価内容の担保 (総合評価方式による発注の場合)

(評定者)

第4 完成検査において工事成績の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、検査員、総括監督員及び立会人とする。

検査員とは、土木工事検査規程第3条第3項又は第4項の定めにより完成検査を行う職員とする。総括監督員とは、土木工事監督規程第5条第2項の定めにより総括監督員に指定された職員とする。立会人とは、土木工事検査規程第9条第1項の定めにより立会する場合はその監督職員とし、土木工事監督規程第5条第2項の定めにより総括監督員又は主任監督員に指定された職員とする。土木工事検査規程第9条第2項の定めにより立会する場合はその職員とする。

2 中間検査における評定者は、検査員とする。

検査員とは、土木工事検査規程第3条第2項又は第4項の定めにより中間検査を行う職員とする。

(評定の方法)

第5 完成検査における評定は、別紙－1、別紙－2及び別紙－3の「工事成績評定の考査項目別運用表」並びに別紙－4の「記入方法及び留意事項」に基づいて、様式－1の「工事成績評定表」及び様式－2の「細目別評定点採点表」を作成する。

2 中間検査における工事成績の評定は、別紙－3の「工事成績評定の考査項目別運用表」並びに

別紙－４の「記入方法及び留意事項」に基づいて、様式－１の「工事成績評定表」を作成する。

- ３ 完成検査における総括監督員及び立会人である評定者は、検査員の評定に先立って評定を行うものとする。
- ４ 検査員である評定者は、中間検査において評定を行う場合は、当該工事の監督職員から施工体制及び施工状況等について確認し評定する。
- ５ 評定者は、別紙－１、別紙－２及び別紙－３の「工事成績評点の考査項目別運用表」の各欄に「その他」とある場合は、当該工事の特性を考慮し他の事項と同程度のものを追加することができるものとする。
- ６ 所見は、評定にあたり特記事項のある場合に記入するものとする。
- ７ 設計図書に基づく工事関係書類の評定に当たっては、別途定める「土木工事書類作成マニュアル」に記載の「工事関係書類一覧表」以外の書類は、評定の対象外とする。

（評定結果の提出）

- 第６ 検査員である評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく、発注者に「工事成績評定表」、「細目別評定点採点表」及び「工事成績評点の考査項目別運用表」を検査調書（建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第３１条、第３８条関係）に付して提出するものとする。

（評定の結果の通知）

- 第７ 発注者は、完成検査の終了後、評定者から評定結果の提出があったときは、遅滞なく、当該工事の受注者に対して、別に定めるところにより、評定の結果を通知するものとする。

（評定の修正）

- 第８ 発注者は、第７の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。
- ２ 発注者は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、当該工事の受注者に対して、その結果を通知するものとする。

（説明請求等）

- 第９ 第７又は第８による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して１４日（広島県の休日定める条例（平成元年条例第２号）に定める「県の休日」を含む。）以内に、書面により、発注者に対して評定の内容について説明を求めることができるものとする。
- ２ 発注者は、前項による説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

附 則

- １ この基準は、昭和６０年７月１日から施行する。
- ２ この基準は、平成９年４月１日から施行する。
- ３ この基準は、平成１２年４月１日から施行する。
- ４ この基準は、平成１３年１０月１日から施行する。
- ５ この基準は、平成１７年１２月１日から施行する。
- ６ この基準は、平成１９年６月１日から施行する。

- 7 この基準は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。
- 8 この基準は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。
- 9 この基準は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。
- 10 この基準は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 11 この基準は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。
- 12 この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 13 この基準は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。
- 14 この基準は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。
- 15 この基準は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 16 この基準は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。
- 17 この基準は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。
- 18 この基準は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。
- 19 この基準は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 20 この基準は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

工事成績評定表及び工事成績評点の考査項目別運用表

目 次

工事成績評定表

様式－ 1	1
-------	---

細目別評定点採点表

様式－ 2	2
-------	---

工事成績評点の考査項目別運用表

別紙－ 1（立会人）	3
------------	---

別紙－ 2（総括監督員）	11
--------------	----

別紙－ 3（検査員）	16
------------	----

別紙－ 4（記入方法及び留意事項）	42
-------------------	----

工 事 成 績 評 定 表

工事名														請負代金額																				
受注者名																																		
		立会人※6					総括監督員							検査員（中間）							検査員（中間）							検査員（完成）						
		氏名					氏名							氏名							氏名							氏名						
考查項目	細 別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10.0																												
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10.0																												
2. 施工状況	I. 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0								+5.0		+2.5		0	-7.5	-15.0	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15.0	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15.0
	II. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15.0																					
	III. 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10.0	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15.0																					
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																												
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0								+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20.0	+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20.0	+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20.0
	II. 品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0								+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25.0	+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25.0	+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25.0
	III. 出来ばえ													+5.0		+2.5		0	-5.0		+5.0		+2.5		0	-5.0		+5.0		+2.5		0	-5.0	
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応※2						+20.0 ~ 0																											
5. 創意工夫	I. 創意工夫※3	+7.0 ~ 0																																
6. 社会性等	I. 地域への貢献等						+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0																							
加減点合計（1+2+3+4+5+6）		＋－ . 点					＋－ . 点							＋－ . 点							＋－ . 点							＋－ . 点						
評定点（65±加減点合計）※1		① . 点					② . 点							③ . 点							③ . 点							④ . 点						
評定点計		_____点 ・ 中間検査があった場合 ①×0.4+②×0.2+（③の平均）×0.2+④×0.2 ・ 中間検査が無かった場合 ①×0.4+②×0.2+④×0.4																																
7. 法令遵守等	I. 法令遵守等						－ . 点																											
	II. 評価内容の担保						－ . 点																											
評定点合計（評定点計-法令遵守等）		点（四捨五入により整数とする）																																
所見※5		（立会人）											（総括監督員）											（検査員）										

※1. 各評定点（①～④）は小数点第1位まで記入。

※2. 工事特性は、当該工事の難度の高い条件（構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等）に対して適切に対応したことを評価する項目である。

評価に際しては、立会人からの報告を受けて総括監督員が評価するものとする。

※3. 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。

※4. 4、5、6は加点評価のみとする。また、法令遵守等は減点評価のみとする。

※5. 所見は特記事項のある場合に記載する。

※6. 立会人の考查項目（細別）のうち、「Ⅰ出来形」、「Ⅱ品質」については、検査員が評価するものとする。

※7. 各考查項目ごとの採点は、立会人は別紙－1、総括監督員は別紙－2、検査員は別紙－3によるものとする。

細目別評定点採点表

工事名 ：							
考查項目	細 別	①立会人	②総括監督員	③検査員（中間）	④検査員（完成）	細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	I. 施工体制一般	(1.0)×0.4+2.9= 3.3 点				3.3 点 ／ 3.3 点	3.3%
	II. 配置技術者	(3.0)×0.4+2.9= 4.1 点				4.1 点 ／ 4.1 点	4.1%
2. 施工状況	I. 施工管理	(4.0)×0.4+2.9= 4.5 点		(5.0)×0.4+6.5= 8.5 点	(5.0)×0.4+6.5= 8.5 点	13.0 点 ／ 13.0 点	13.0%
	II. 工程管理	(4.0)×0.4+2.9= 4.5 点	(2.0)×0.2+3.2= 3.6 点			8.1 点 ／ 8.1 点	8.1%
	III. 安全対策	(5.0)×0.4+2.9= 4.9 点	(3.0)×0.2+3.3= 3.9 点			8.8 点 ／ 8.8 点	8.8%
	IV. 対外関係	(2.0)×0.4+2.9= 3.7 点				3.7 点 ／ 3.7 点	3.7%
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	(4.0)×0.4+2.8= 4.4 点		(10.0)×0.4+6.5= 10.5 点	(10.0)×0.4+6.5= 10.5 点	14.9 点 ／ 14.9 点	14.9%
	II. 品質	(5.0)×0.4+2.9= 4.9 点		(15.0)×0.4+6.5= 12.5 点	(15.0)×0.4+6.5= 12.5 点	17.4 点 ／ 17.4 点	17.4%
	III. 出来ばえ			(5.0)×0.4+6.5= 8.5 点	(5.0)×0.4+6.5= 8.5 点	8.5 点 ／ 8.5 点	8.5%
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応		(20.0)×0.2+3.3= 7.3 点			7.3 点 ／ 7.3 点	7.3%
5. 創意工夫	I. 創意工夫	(7.0)×0.4+2.9= 5.7 点				5.7 点 ／ 5.7 点	5.7%
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		(10.0)×0.2+3.2= 5.2 点			5.2 点 ／ 5.2 点	5.2%
7. 法令遵守等	I. 法令遵守等		(0.0)×1.0= 0.0 点				0.0%
	II. 評価内容の担保		(0.0)×1.0= 0.0 点				0.0%
評定点合計						100.0 点 ／ 100.0 点	

※ 中間検査があった場合 ①+②+③×0.5+④×0.5＝細目別評定点（③は中間検査の平均点）
 中間検査がなかった場合 ①+②+④＝細目別評定点

※ 得点割合は、細目別評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。
※ 端数処理の関係で評定点合計と細目別評定点の計が異なる場合がある。

考査項目別運用表

(検 査 員)																																	
考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e																									
3.出来形 及び 出来ばえ II.品質	法面工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－4 参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																									
		●評価対象項目 【共 通】 ☐ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。（特に法枠工、コンクリート又はモルタル吹付工関係） ☐ 施工に際して、品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。 ☐ 盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。 ☐ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。 ☐ その他 理由： 【種子吹付工、客土吹付工、植生基材吹付工関係】 ☐ 土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる。 ☐ ネットなどの境界に隙間が生じていないことが確認できる。 ☐ ネットなどが破損を生じていないことが確認できる。 ☐ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。 ☐ 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ その他 理由： 【コンクリート又はモルタル吹付工関係】 ☐ 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 金網の重ね幅が、10cm 以上確保されていることが確認できる。 ☐ 金網が破損を生じていないことが確認できる。 ☐ 吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる。 ☐ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。 ☐ 吹付け厚さに応じて 2 層以上に分割して施工していることが確認できる。 ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。 ☐ 法肩の吹付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。 ☐ その他 理由： 【現場打法枠工関係（プレキャスト法枠工含む）】 ☐ 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ アンカーを設計図書どおりの長さで施工していることが確認できる。 ☐ 現場養生が、設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。 ☐ 強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 枠内に空隙が無いことが確認できる。 ☐ 層間にはく離が無いことが確認できる。 ☐ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。 ☐ その他 理由：																															
① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。 ●判断基準 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで 判断不可能</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><td rowspan="3">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上 90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上 75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> 注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。											ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上 90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上 75%未満	b	b'	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで 判断不可能																												
		50%以下	80%以下	80%を超える																													
評価値	90%以上	a	a'	b	b																												
	75%以上 90%未満	a'	b	b'	b'																												
	60%以上 75%未満	b	b'	c	c																												

18. 植生穴の埋戻し

受注者は、植生穴の施工にあたり、法面と同一面まで土砂で転圧し、埋戻さなければならない。

3-2-14-3 吹付工

1. 一般事項

受注者は、吹付工の施工にあたり、吹付け厚さが均等になるよう施工しなければならない。
なお、コンクリート及びモルタルの配合は、設計図書によるものとする。

- (1) モルタルの配合は、次の表を標準とし、事前に配合表を提出して、設計図書に関して監督職員の承諾を得ること。

水セメント比 (%)	単位水量 (kg/m ³)		
	セメント C	水 W	細骨材 S
55	420	231	1,550

- (2) モルタル吹付厚は平均 10cm とし、吹付最小厚は 7cm とする。
- (3) モルタルの吹付の検査ピンは、20m² に 1 箇所設置するものとする。ただし、監督職員が特に不要と認めた場合はこの限りでない。
- (4) 吹付法面には、排水孔（硬質塩化ビニール VU 管 50）を 10m² に 1 箇所を標準として設置すること。また、湧水箇所等とくに必要な場合は監督職員の指示によるものとする。
- (5) ラスは JIS G 3552 Z-GS2（2mm×50mm×50mm）とする。

2. 岩盤面への吹付け

受注者は、吹付け面が岩盤の場合には、ごみ、泥土、浮石等の吹付け材の付着に害となるものは、除去しなければならない。吹付け面が吸水性の場合は、事前に吸水させなければならない。また、吹付け面が土砂の場合は、吹付け圧により土砂が散乱しないように、打固めなければならない。

3. 湧水発生時の処置

受注者は、吹付けの施工に影響を及ぼす湧水が発生した場合、又はそのおそれがあると予測された場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

4. 補強用金網の設置

受注者は、補強用金網の設置にあたり、設計図書に示す仕上がり面からの間隔を確保し、かつ吹付け等により移動しないように、法面に固定しなければならない。また、金網の継手の重ね幅は、10cm 以上重ねなければならない。

5. 吹付け方法

受注者は、吹付けにあたっては、法面に直角に吹付けるものとし、法面の上部より順次下部へ吹付け、はね返り材料の上に吹付けないようにしなければならない。

6. 作業中断時の吹付け端部処理

受注者は、1 日の作業の終了時及び休憩時には、吹付けの端部が次第に薄くなるように施工するものとし、これに打継ぐ場合は、この部分のごみ、泥土等吹付材の付着に害となるものを除去及び清掃し、湿らせてから吹付けなければならない。

7. 吹付け表面仕上げ

受注者は、吹付け表面仕上げを行う場合には、吹付けた面とコンクリート又は、モルタル等が付着するように仕上げなければならない。

8. 吹付け時の不良箇所の排除

受注者は、吹付けに際しては、他の構造物を汚さないように施工しなければならない。
又はね返り材料は、速やかに取り除いて不良箇所が生じないようにしなければならない。

9. 層間はく離の防止

受注者は、吹付けを二層以上に分けて行う場合には、層間にはく離が生じないように施工しなければならない。

10. 吹付工の伸縮目地水抜き孔

受注者は、吹付工の伸縮目地、水抜き孔の施工については、**設計図書**によらなければならない。

11. 法肩の吹付け

受注者は、法肩の吹付けにあたっては、雨水などが浸透しないように地山に沿って巻き込
で施工しなければならない。

3-2-14-4 法枠工**1. 一般事項**

法枠工とは、掘削（切土）又は盛土の法面上に、現場打法枠、プレキャスト法枠及び現場吹付法枠を施工するものである。また、現場吹付法枠とは、コンクリート又はモルタルによる吹付法枠を施工するものである。

2. 法枠工の盛土面施工

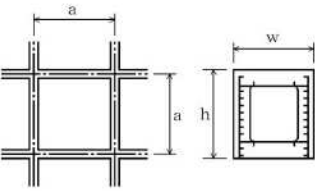
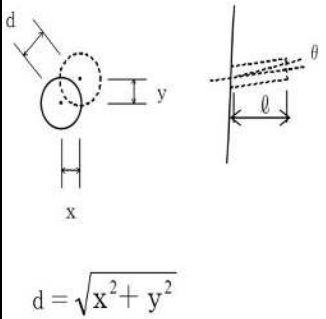
受注者は、法枠工を盛土面に施工するにあたり、盛土表面を締固め、平坦に仕上げなければならない。法面を平坦に仕上げた後に部材を法面に定着し、すべらないように積み上げなければならない。

3. 法枠工の掘削面施工

受注者は、法枠工を掘削面に施工するにあたり、切り過ぎないように平滑に切取らなければならない。切り過ぎた場合には粘性土を使用し、良く締固め整形しなければならない。

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編・章・節・条	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第14節 法面工共通 第4条 法枠工	法枠工 (現場打法枠工) (現場打吹付法枠工)	法 長 l	$l < 10\text{m}$	-100	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		3-2-14-4 曲線部は設計図書による
			$l \geq 10\text{m}$	-200			
		幅 w		-30			
		高さ h		-30			
		枠中心間隔 a		± 100			
		延長 L		-200			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第14節 法面工共通 第4条 法枠工	法枠工 (プレキャスト法枠工)	法 長 l	$l < 10\text{m}$	-100	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 1 施工箇所毎		3-2-14-4
			$l \geq 10\text{m}$	-200			
		延長 L		-200			
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第14節 法面工共通 第6条 アンカー工	アンカー工	削孔深さ l		設計値以上	全数		3-2-14-6 ※鉄筋挿入工にも適用する。
		配置誤差 d		100			
		せん孔方向 θ		± 2.5 度			

土木工事施工管理基準

工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
39. 溶接工	施工	必須	外観形状検査 (アークスタッド)		・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包囲していなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上 ・割れ及びスラグ巻込み：あってはならない。 ・アンダーカット：鋭い切欠状のアンダーカットがあってはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げて合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ：（設計値±2mm）を超えてはならない。			
		その他	ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	割れ等の欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数。外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1%について抜き取り曲げ検査を行なうものとする。	・余盛が包囲していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 ・15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。	
40. 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。 混合処理改良体（コラム）を造成する工法には適用しない	材料	必須	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	配合を定めるための試験である。	
			土の湿潤密度試験	JIS A 1225				
			テールフロー試験	JIS R 5201				
			土の一軸圧縮試験 (改良体の強度)	JIS A 1216				
		その他	土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	土質の変化したとき必要に応じて実施する。		
			土の粒度試験	JIS A 1204				
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205				
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216				
			土の圧密試験	JIS A 1217				
			土懸濁液のpH試験	JGS 0211		有機質土の場合は必要に応じて実施する		
			土の強熱減量試験	JGS 0221				
		施工	必須	試験採取器またはボーリングコアの目視確認	採取した試料のフェノールフタレイン反応試験による均質性の目視確認	1,000m3～4,000m3につき1回の割合で行う。 試験採取器またはボーリングコアで採取された改良体上、中、下において連続されて改良されていることをフェノールフタレイン反応試験により均質性を目視確認する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	1. 実施頻度は、監督職員との協議による。 2. ボーリング等により供試体を採取する。	
			土の一軸圧縮試験 (改良体の強度)	JIS A 1216	[1]の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 [2]1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものの	1,000m3～4,000m3につき1回の割合で行う。 試験は改良体について上、中、下それぞれ1供試体で1回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	実施頻度は、監督職員との協議による。	
41. 鉄筋挿入工	材料	必須	品質検査 (芯材・ナット・プレート等)	ミルシート	設計図書による。	材料入荷時		○
			定着材のフロー値試験	JSCE-F521-2018	9～22秒	施工開始前1回および定着材の材料や配合変更時に実施。1回の試験は測定を2回行い、測定値の平均をフロー値とする。	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合	
		その他	外観検査 (芯材・ナット・プレート等)	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材料入荷時		
		必須	圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	施工開始前1回および施工日ごと1回（3本/回）	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合	
	施工	その他	引抜き試験 (受入れ試験)	地山補強土工法設計・施工マニュアル	設計図書による。	・施工全数量の3%かつ3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは1サイクルとする。		
		その他	引抜き試験 (適合性試験)	地山補強土工法設計・施工マニュアル	設計図書による。	・地層ごとに3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは多サイクルを原則とする。 ・初期荷重は、5.0kNもしくは計画最大荷重の0.1倍程度とする。		